

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十七号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、同項の表原子力安全対策課の項の次に次のように加える。

企画調整課	福島イノベーション・コースト構想推進室
スポーツ課	オリンピック・パラリンピック推進室

第十条の表財務総室の項第十五号中「県税の犯則取締り」を「県税に係る犯則事件の調査及び処分」に改める。

第十一条の表企画調整総室の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、「（復興・総合計画課）」を

「（福島イノベーション

十一 福島イノベーション

除く。）を

（復興・総合計画課

・コースト構想推進室）

ヨン・コースト構想に関すること（他課の所掌に属するものを

に改め、同表文化スポー

ツ局の項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、

「（スポーツ課）」を

十一 スポーツの振興に係る総合企画及び調整に関すること。」を

十二 スポー

の振興に係る総合企画及び調整に関すること。」に改め、第十号の次に次の一号を加える。

十一 東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設に関すること。

第十一条の表文化・スポーツ局の項に次のように加える。

（オリンピック・パラリンピック推進室）

十七 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第十二条の表生活環境総室の項第四号中、「男女共生センター」及び「（組織に係るものに限る。）」を削り、「関すること」の下に「（組織に係るものに限る。）」を加え、同項中「（旅券室）」を

二十二 海外渡航に関すること。」を

二十三 海外渡航に関すること。」

に改め、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、

十九 国際化施

策の企画及び調整に関すること。」を

二十 国際化施策の企画及び調整に関すること

。」に改め、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号

とし、「（生活交通課）」を

十五 生活交通体系に係る総合企画及び調整に関すること。」を

十六 生活

交通体系に係る総合企画及び調整に関すること。」に改め、第十四号の次に次の一号を

加える。

十五 男女共生センターに関すること。

第十三条の表健康衛生総室の項第十六号中「及びへき地医療」を削り、同項中第十七

号を削り、第十八号を第十七号とし、

十九 医師及び歯科医師に関すること。」を

「（医療人材対策室）」に改め、第十八号の次に次の一号を加える。

十八 医師及び歯科医師に関すること。」

十九 へき地医療及び自治医科大学に関すること。

第十五条の表農林水産総室の項第三号中「水産試験場、水産種苗研究所」を「水産海

洋研究センター、水産資源研究所」に改め、同表農業支援総室の項第十八号中「農村地

域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。
第十八条第一項第六号の表水産試験場の項を次のように改める。

水産海洋研究センター	沖合域の水産業の振興及び原子力災害からの水産業の復興に関する試験研究を行わせるため
水産資源研究所	沿岸域の水産業の振興に関する試験研究並びに水産種苗の生産及び供給を行わせるため

第二十二條の表企画調整部に附置する避難地域復興局の部復興住宅担当課長の項を削る。

第二十二條の四の見出しを「(福島イノベーション・コースト構想推進監)」に改め、

同条中「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベーション・コースト構想推進監」に、「福島・国際研究産業都市構想」を「福島イノベーション・コースト構想」に改める。

第二十二條の七中「六次化」の下に「並びに県産農林水産物の競争力の強化及び販路拡大による食産業の振興」を加える。

第二十三條及び第二十三條の二を削り、第二十三條の三を第二十三條とする。

第二十三條の四を削る。

第二十七條の表出先機関の出張所等の部支場の項を削る。

別表第一の一の表福島県北地方振興局の項から福島県いわき地方振興局の項までの分掌事務の欄第十九号中「県税の犯則取締り」を「県税に係る犯則事件の調査及び処分」に改める。

別表第一の五の表福島県北保健所の項所管区域の欄中「福島市」の下に「(下欄の分掌事務のうち第四号に定める水道に関する事務(昭和三十二年法律第七十七号)第四十八條の二の規定による保健所を設置する市の事務(以下この表において「保健所設置市の事務」という。)を除く。)に限る。」を加え、同表福島県中保健所の項所管区域の欄中「水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第四十八條の二の規定による保健所を設置する市の事務(以下この表において「保健所設置市の事務」という。)」を「保健所設置市の事務」に改め、同表福島県食肉衛生検査所の項所管区域の欄中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改め、同表福島県動物愛護センターの項所管区域の欄中「福島市、白河市」を「白河市」に改める。
別表第一の七の表福島県水産試験場の項を次のように改める。

福島県 水産海 洋研究 センター	いわ き市	事務部 海洋漁 業部 漁場環 境部 放射能	一 漁場環境及び磯 根資源に係る試験 研究及び調査に関 すること。 二 漁況及び海況に 係る試験研究及び
---------------------------	----------	--------------------------------------	---

福島県 水産資 源研究 所	相馬 市	研究部 事務部 種苗研 究部 資源増 殖部	研究部
			調査に關すること。 三 水産技術の指導 に關すること。 四 調査指導船の運 営管理に關すること。 五 漁業用無線局の 運営管理及び指導 に關すること。 六 放射性物質に係 る試験研究及び調 査に關すること。 七 先端技術に係る 試験研究及び調査 に關すること。 八 試験研究の企画 調整及び進行管理 に關すること。
			一 水産資源に係る 試験研究及び調査 に關すること。 二 栽培漁業につい ての生態系に係る 試験研究及び調査 に關すること。 三 水産種苗の放流 技術に係る試験研 究及び調査に關す ること。 四 増養殖に係る試 験研究及び調査に 關すること。 五 水産技術の指導 に關すること。 六 水産種苗の生産 技術開発に係る試 験研究及び調査に 關すること。

